⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

⒀　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、技術提案書に記載する工事目的物に該当する工種での工事競争参加資格を有し、下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

①　単体で申請する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。）。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　下記の条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は㋐及び㋑の条件を、代表者以外の構成員は㋐または㋑の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、橋脚及び場所打ち杭（大口径深礎杭）の工事を施工する構成員は㋐の条件を満たし、片持ち式張出し架設工法による架設工事を施工する構成員は㋑の条件を満たさなければならないものとする。

㋐　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　ＰＣ橋上部工工事の有資格者は平成９年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した同種工事(Ⅰ)のａ）の施工実績を有し、土木工事の有資格者は平成９年度以降に、元請として完成した同種工事(Ⅱ)のｂ）及びｃ）の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事または類似工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

㋐　同種工事

(Ⅰ)　ＰＣ橋上部工工事

ａ）片持ち式張出し架設工法により架設した、最大支間長100m以上を有するＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事。ただし、エクストラドーズド橋は施工実績として認められるが斜張橋は施工実績に含めない。

(Ⅱ)　土木工事

ｂ）橋脚高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、またはケーソンもしくは深礎杭の天端から橋脚の天端までの高さ）25m以上のコンクリート橋脚の工事。

ｃ）深礎工法により施工した直径9.0m以上（または断面積63.6㎡以上）の場所打ち杭（大口径深礎杭）の工事。

ただし、特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事(Ⅰ)ａ）及び㋐同種工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）または㋐同種工事(Ⅰ)ａ）及び㋑類似工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）の施工実績を有し、代表者以外の構成員は、各構成員が有するＰＣ橋上部工工事または土木工事の資格に対応する工種の同種工事または類似工事のうちいずれか１つの施工実績を有すること。なお、代表者が㋐同種工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）の施工実績を有さない場合は、代表者以外の構成員が㋐同種工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）の施工実績を有すること。

また、特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、ＰＣ橋上部工工事の有資格者は㋐同種工事(Ⅰ)ａ）の施工実績を有し、土木工事の有資格者は㋐同種工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）の施工実績を有すること。

㋑　類似工事

(Ⅰ)　ＰＣ橋上部工工事

ａ）片持ち式張出し架設工法により架設した、最大支間長50m以上を有するＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事。ただし、エクストラドーズド橋は施工実績として認められるが斜張橋は施工実績に含めない。